

令和 3 年 1 月 8 日

北部地域療育センター ご利用者の皆様
ご家族関係者の皆様

社会福祉法人同愛会
川崎市北部地域療育センター
所長 武井 一仁

新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について

新型コロナウイルスの急速なまん延により、一都三県において 1 月 7 日に、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が 1 月 8 日～2 月 7 日の期間で発出されました。

当センターとしては、御利用するお子様とその御家族、職員とその家族の生命と安全を守ることを最優先と考え、感染予防に十分に留意した運営を行うため以下のように対応いたします。

- 対応期間；令和 3 年 1 月 12 日(火)～緊急事態宣言解除まで
- 外来診療(リハビリテーション・心理含む)・来所相談について
 - 外来診療・来所相談については、(密閉・密集・密接の)「3 つの密」を避け消毒等の感染予防にさらに努める形で継続します。
 - 職員に発熱、倦怠感等の症状がみられる場合は感染拡大防止のため出勤停止の対応をとります。そのため、急な予約の変更等が生じる場合があることについて、御承知おきくださいますようお願い申し上げます。
 - 御利用のお子さん、御家族についても、発熱、倦怠感等の症状がみられる場合は利用をお控えいただくようお願い申し上げます。
- 通園療育について
 - 通園療育については、(密閉・密集・密接の)「3 つの密」を避け消毒等の感染予防にさらに努める形で継続します。
 - 飛沫感染、接触感染を防止する観点から、療育提供時間は 10 時から 13 時 15 分の短縮とし、密集の緩和と館内、遊具等の消毒作業を徹底します。
 - 療育参加を自粛されるお子さんについては、生活状況等の把握のために電話をさせていただきます。
 - 職員に発熱、倦怠感等の症状がみられる場合は感染拡大防止のため出勤停止の対応をとります。
 - 御利用のお子さん、御家族についても、発熱、倦怠感等の症状がみられる場合は利用をお控えいただくようお願い申し上げます。

- 御参考までに

川崎市ホームページ上に掲載されている相談窓口についても御案内させていただきます。『外出自粛や学校の休校等に伴う子育て・児童虐待・DV等に関する相談について』(<http://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000116561.html>)

- その他

- 保護者の皆様向け講座、ほくほく広場、大きな樹等の実施は当面見合わせとさせていただきます。
- 和室等会場の貸し出しについても当面見合わせとさせていただきます。

繰り返しとなりますが、当センターとしては、御利用するお子様とその御家族、職員とその家族の生命と安全を守ることを最優先と考えております。

子ども達と密接に関わり発達支援を促す、療育センターとしての特性上、(密閉・密集・密接の)「3つの密」を避け感染予防に努めるために、私たち職員を介して子どもたちに感染させてしまうこと、療育センターにクラスターを発生させることの無いように最大限努めておりますことを、御理解くださいますようお願いを申し上げます。

以上

- 御利用にあたってのお願い

- 原則御利用のお子さん一人に対して、付き添いの保護者の方1名で御来所ください。
- 発熱等の症状があった場合、症状消失から48時間以上経過してから御利用ください。
- 御利用後、発熱等体調の変調があった場合、受診の結果PCR検査を受けることになった場合には速やかにセンターにも御連絡ください。

判断に迷う場合は御来所前に必ず電話（044-988-3144）にて御相談ください。